

鳥取県告示第 834 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市福井字中江1714から1718まで、1726の1、1726の2、1726の4から1726の7まで、1726の9から1726の67まで、字花田谷1758の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市大畑字居村21の1、21の2、23、25の1、35、字北谷498の2、字寺谷648の1(次の図に示す部分に限る。)、字池ノ谷760、字五輪谷765の15、765の16、字土休ミ768の2、字梨子木谷774の2、字鴻ノ巣776の2、776の3、字蕪石784の2、784の3、字山王谷ノ二805、字村中900の2、金沢字村土居320の1、字大成524の1、字榎谷山分620、字上ノ谷西平627の2、字大鳴山分648、657、字村土居山分660から662まで、字坂津山分683の2、683の3、松原字一最谷469、字東前田549の3、551の1(次の図に示す部分に限る。)、福井字松ヶ前1398の4、字長谷1700の3から1700の7まで、1700の9、字蕨谷1705の2、1705の51から1705の59まで、字宮ノ谷1862の2、字寺谷ノ一1906の1、1906の2、字寺谷ノ二1913の2、字美竜寺1966の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)